

職業安定法施行規則の改正

今般職業安定法施行規則の一部が昭和二十三年二月七日附労働省令第三号を以て次の如く改正された。

職業安定法施行規則の一部改正

(昭和二十三年二月七日
労働省令第三号)

第四條を第五條とし、以下順次一條づつ繰下げる。

(法第五條に関する事項)

第四條 労働者を提供しこれを他人に使用させる者は、たとえその契約の形式が請負契約であつても、

次の各号のすべてに該当する場合を除き、職業安定法第五條第五項の規定による労働者供給の事業を行う者とする。

一、作業の完成について事業主としての財政上及び法律上のすべての責任を負うものであること。

二、作業に従事する労働者を、指揮監督するものであること。

三、作業に従事する労働者に対し、使用者として法律に規定されたすべての義務を負うものであること。

四、自ら提供する機械、設備、器材(事務上必要なる簡易な工具を除く)若しくはその作業に必要な材料、資材を使用し又は専門的な企画、技術を必要とする作業を行うものであつて、單に肉体的な労働力を提供するものでないこと。

前項の労働者を提供する者とは、それが使用者、個人、団体、法人又はその他如何なる名称形式であるかを問わない。

第一項の労働者の提供を受けてこれを使用する者とは、個人、団体、法人、政府機関又はその他如何なる名称形式であるとを問わない。

第十五條第一項乃至第三項を、次のように改める。

公共職業安定所は、次の條件を充たす場合には、求職者を、その希望に應じ、通常通勤することができない地域の求人者に、紹介するよう努めなければならない。

一、その求職者に対しては最もよい就職の機会を興えるものであること。

二、その地域で適当な求職者を得ることができない求人者に対しては、最もよい求職者を雇用し得る機会を興えるものであること。

公共職業安定所は、その通常通勤することができない地域において適当な労働者が得られる場合においては、求人者に対してその労働者を雇入れるよう指導しなければならない。

公共職業安定所は、求人者が前項の指導に應じないで、その通常通勤することができない地域において労働者を雇入れようとするときは、職業安定局長の特別の指示がない限り、これに対し援助をなさないものとする。

第二十四條第一項第五号の末尾に、「看護婦助産婦」を加える。

附則

この命令は、公布の日から、これを施行する。